

板橋区立図書館指定管理者評価委員会設置要綱

(平成 22 年 7 月 15 日区長決定)

(目的)

第 1 条 板橋区立図書館の管理を行う指定管理者の業務について、運営の効率化やサービス水準の向上といった指定管理者制度の導入目的に則して適切に運営されているかを客観的に評価・検証するため、板橋区立図書館指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(組織及び委員の構成)

第 2 条 評価委員会は、板橋区教育委員会が委嘱又は任命する 6 人以内の委員をもって組織し、うち 2 名以上を利用者等の外部委員とする。

2 評価委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長が予め指名した者がその職務を代理する。

5 委員の任期は、委嘱又は任命された日から第 4 条に定める評価委員会の所掌事務が完了した日までとする。

(委員会)

第 3 条 評価委員会は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、外部委員を含む半数以上の委員の出席がなければ評価委員会を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者を評価委員会に出席させることができる。

(所掌事務)

第 4 条 評価委員会は、次に掲げる事項について指定管理者を評価し、板橋区教育委員会及び区長に報告する。

(1) サービスの提供

(2) 事業運営

(3) 施設管理

(4) 費用効果

(5) 指定管理者の継続性、安定性

(6) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の評価等に関して必要と認める事項

(委員の責務)

第 5 条 委員は、公正、公平に評価を行わなければならない。

2 委員は、評価の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、板橋区又は評価委員会が公表した情報については、この限りではない。

(庶務)

第6条 評価委員会の庶務は、板橋区教育委員会事務局中央図書館が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年7月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年9月15日から施行する。